



給与の口座振込みは 正しく出来ていますか！？

株式会社EPコンサルティングサービス

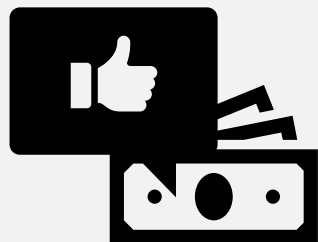
社会保険労務士法人EOS

給与の口座振込みは正しく出来ていますか！？

『従業員から給与口座のコピーをもらっている。

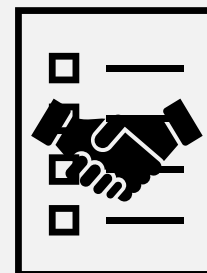
これは、本人の給与の口座振込みに関する同意だから、何ら問題なく、給与の支払いは出来ている。』
これだけでは、必ずしも十分とは言えません。思い込みを排除し、正しい対応を実施しましょう！

給与の口座振込みに関し、下記の2つの対応は出来ていますでしょうか！？



**①本人の同意
(労働基準法施行規則7条の2)**

- ✓ 本人の同意は知っているが、労使協定なんて聞いたことない
- ✓ 法律のどこにも労使協定を締結しろと書いてないから、問題ないだろ・・・



**②労使協定の締結
(令4.11.28基発1128第4号)**

確かに法律上、給与の口座振込みに関し、労使協定を求める記載はありません。
ただし、通達において労使協定を求める記載があり、労使協定を締結するように指導するよう記載があります。
このチャンスを見逃さず、さらに正しい労務管理を実施しましょう。

※弊社Web Siteに給与の口座振込みに関するコラムがありますので、興味のある方は、是非、ご一読ください。

[給与支払に関する正しい知識と思い込み | コラム | EPCS](#)

(参考通達) 賃金の口座振込み等について

基発 1128 第 4 号
令和 4 年 11 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

賃金の口座振込み等について

今般、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 158 号）により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座（以下「預貯金口座」という。）への賃金の振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座（以下「証券総合口座」という。）への賃金の払込みに加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座（以下「指定資金移動業者口座」という。）への賃金の資金移動による支払が認められることとなった。

これに伴い、預貯金口座への賃金の振込み、証券総合口座への賃金の払込み又は資金移動業者口座への賃金の資金移動（以下「口座振込み等」という。）を実施する使用者に対しては、今後、下記により指導することとされた。

なお、平成 10 年 9 月 10 日付け基発第 530 号は、本通達の施行をもって廃止する。

記

- 1 口座振込み等は、書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）による個々の労働者の同意により開始し、その書面等には次の（１）から（３）までに掲げる事項を記載すること。

ただし、資金移動業者口座への賃金の資金移動を行う場合には、労働者が指定する指定資金移動業者に依りて、その書面等に次の（４）に掲げる事項も記載すること。また、別紙の同意書の様式例を用いる等により、使用者から預貯金口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示すること及び使用者又は使用者から委託された資金移動業者が必要な事項の説明を行うこと。

なお、（２）における、指定資金移動業者の口座を特定するために必要な情報は、指定資金移動業者ごとに異なりうるため、厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認すること。また、（４）については、賃金支払に当たって指定資金移動業者口座の受入上限額を超えた際に超過相当額の金銭を労働者が受け取る場合、指定資金移動業者の破綻時に当該指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関（金融機関、保証会

社その他保証を行う主体をいう。以下同じ）から弁済を受ける場合等に利用が想定される代替となる口座であり、仮に指定資金移動業者が直接把握する場合においても、使用者も把握するために記載すること。

- （１）口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
- （２）労働者が指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号、労働者が指定する証券会社店舗名及び証券総合口座の口座番号、又は労働者が指定する指定資金移動業者名、資金移動サービスの名称、指定資金移動業者口座の口座番号（アカウント ID）及び名義人（その他、指定資金移動業者口座を特定するために必要な情報があればその事項（例：労働者の電話番号等））
- （３）開始希望時期
- （４）代替口座として指定する金融機関店舗名、預金若しくは貯金の種類及び口座番号又は代替口座として指定する証券会社店舗名及び証券総合口座の口座番号

- 2 口座振込み等を行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録による協定を締結すること。なお、協定の締結においては、労使で合意した上で労使双方の合意がなされたことが明らかな方法（記名押印又は署名など）により協定を締結すること。例えば、電磁的記録により協定を行う場合は、その真正性を担保するため、署名等に代えて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項による「電子署名」を行うことが望ましいこと。

- （１）口座振込み等の対象となる労働者の範囲
- （２）口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額
- （３）取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者の範囲
- （４）口座振込み等の実施開始時期

- 3 使用者は、口座振込み等の対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。

- （１）基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
- （２）源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料額等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額
- （３）口座振込み等を行った金額

- 4 口座振込み等がされた賃金は、所定の賃金支払日の午前 10 時頃までに払出し又は払戻しが可能となっていること。ただし、指定資金移動業者口座への資金移動による場合には、所定の賃金支払日の午前 10 時頃までに為替取引としての利用（労働者の預貯金口座への出金指図、店舗等における代金支払への充当、第三者への送金指図等）が行い得る状態となっていること及び所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっていることを要すること。

(参考) 2022年10月以降の主たる法改正

労務関係

労働・社会保険関係

税務その他

2022.10

育児介護休業法
・出生時育児休業
・育児休業の分割取得

最低賃金法
・地域別最低賃金額の変更

雇用保険法
・雇用保険料率の変更

健康保険法/厚生年金保険法
・短時間労働者に対する適用拡大
・被保険者資格の勤務要件の変更
・育児休業中の保険料免除要件の見直し

労働者協同組合法
・10月1日～法施行

2022.12

労働安全衛生法_事務所衛生基準規則
・事務所の作業面の照度変更
… 一般的な事務作業300ルクス以上
… 付随的な事務作業150ルクス以上

2023.1

所得税法
・国外居住扶養親族の要件の見直し

2023.3

健康保険法/厚生年金保険法
・保険料増減内訳書の送付終了

健康保険法
・保険料率の変更

2023.4

労働基準法
・中小企業に対する割増賃金率の適用猶予措置の廃止

労働基準法
・デジタルマネー

育児介護休業法
・育児休業の取得状況の公表

労働者派遣法
・労使協定方式同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準

雇用保険法
・雇用保険料率の変更

健康保険法
・出産育児一時金の増額

「令和4年11月28日基発1128第4号」内における労使協定等の記載について注意！

- ① 労使協定の締結
- ② 午前10時頃までに払出し又は払戻しが可能

給与の口座振込みに関する労使協定の締結、
その他人事労務に関するご相談等は、
弊社担当者又は下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フオートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>